

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配-R7下吉田23林班				経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(名称)			(所在地)		
					経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
									秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文			埼玉県秩父市日野田町一丁目7番10号		
									秩父市長 清野 和彦			埼玉県秩父市熊木町8番15号		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	山林	0.0026	スギ	79	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うもの ○ 当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 (4. 留意事項) ○ 伐採等に要した経費の実費が(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。		
2	秩父市吉田阿熊	725	23	-	山林	0.1077	-	-						
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	山林	0.0284	スギ	73						
4			23	163	山林		スギ	73						
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	山林	0.0142	スギ	58						
6	秩父市吉田阿熊	781	23	177-1	山林	0.2076	スギ	65						
7			23	177-2	山林		スギ	51						
8			23	177-2	山林		ヒノキ	51						
9			23	177-3	山林		スギ	65						
10	秩父市吉田阿熊	786	23	-	山林	0.036	-	-						
11	秩父市吉田阿熊	787	23	-	山林	0.0849	-	-						
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	畑	0.1176	スギ	50						
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	畑	0.1186	スギ	50						
14	秩父市吉田阿熊	831	23	-	畑	0.1619	-	-						
15	秩父市吉田阿熊	847	23	-	畑	0.0538	-	-						
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	山林	0.0198	ヒノキ	42						
17			23	42			アカマツ	62						
18	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	保安林	0.032	その他広	67						
19	秩父市吉田阿熊	602-2	23	-	保安林	0.0047	-	-						
20			23	50			スギ	80						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
21	秩父市吉田阿熊	603-1	23	51-1	保安林	0.1506	スギ	80	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
22			23	51-2			その他広	67				
23	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	山林	0.0178	クヌギ	77				
24	秩父市吉田阿熊	605	23	-	山林	0.0039	-	-				
25	秩父市吉田阿熊	607	23	-	畑	0.077	-	-				
26	秩父市吉田阿熊	608	23	-	畑	0.0634	-	-				
27	秩父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	山林	0.0643	スギ	63				
28			23	12-2			クヌギ	56				
29	秩父市吉田阿熊	721	23	165	山林	0.0819	クヌギ	77				
30	秩父市吉田阿熊	734	23	-	山林	0.0039	-	-				
31	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	山林	0.0049	クヌギ	77				
32	秩父市吉田阿熊	737	23	-	山林	0.1107	-	-				
33	秩父市吉田阿熊	799	23	184	山林	0.0234	クヌギ	77				
34	秩父市吉田阿熊	795	23	182	山林	0.0198	その他広	72				
35	秩父市吉田阿熊	813	23	19-1	山林	0.1844	スギ	95				
36			23	19-2			その他広	78				
37	秩父市吉田阿熊	828	23	-	山林	0.037	-	-				
38	秩父市吉田阿熊	830	23	32	山林	0.0902	スギ	89				
39	秩父市吉田阿熊	838	23	-	畑	0.0456	-	-				
40	秩父市吉田阿熊	926	23	46	山林	0.0466	その他広	61				
41	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	山林	0.1183	その他広	88				
42	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	117-2	山林	0.0889	ヒノキ	48				
43			23	108-1			スギ	96				
44			23	108-2			スギ	47				
45	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	畑	0.1861	スギ	96				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
46			23	108-2			スギ	47	2026. 5. 1	2036. 3. 31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
47	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	山林	0.0578	スギ	104				
48	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	-	山林	0.0502	-	-				
49	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	山林	0.0509	その他広	85				
50	秩父市吉田阿熊	1675-3	23	113-5	山林	0.1332	その他広	88				
51	秩父市吉田阿熊	727	23	-	山林	0.0565	-	-				
52	秩父市吉田阿熊	728	23	-	山林	0.2247	-	-				
53	秩父市吉田阿熊	845	23	44	山林	0.1699	その他広	79				
54	秩父市吉田阿熊	729-1	23	-	保安林	0.4876	-	-				
55	秩父市吉田阿熊	729-2	23	-	山林	0.0836	-	-				
56	秩父市吉田阿熊	729-3	23	-	山林	0.1004	-	-				
57	秩父市吉田阿熊	647-1	23	-	畑	0.0112	-	-				
58	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	山林	0.2327	スギ	64				
59			23	133	山林		ヒノキ	64				
60	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	山林	0.4571	スギ	64				
61			23	133	山林		ヒノキ	64				
62	秩父市吉田阿熊	651-1	23	-	畑	0.0143	-	-				
63	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	山林	0.1785	スギ	74				
64			23	135-2			スギ	60				
65	秩父市吉田阿熊	764	23	136	山林	0.3725	ヒノキ	90				
66	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	山林	0.0505	スギ	57				
67	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	山林	0.0677	スギ	57				
68	秩父市吉田阿熊	769	23	138	山林	0.1586	スギ	56				
69	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	山林	0.1966	スギ	61				
70			23	141-2			スギ	56				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
71	秩父市吉田阿熊	771-2	23	-	山林	0.0085	-	-	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
72	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	山林	0.0238	ヒノキ	52				
73	秩父市吉田阿熊	826	23	-	畑	0.1114	-	-				
74	秩父市吉田阿熊	797	23	-	山林	0.0277	-	-				
75	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-1	山林	0.1576	スギ	56				
76			23	88-2			スギ	64				
77			23	88-3			その他広	77				
78			23	88-4			スギ	62				
79			23	89-1			ヒノキ	52				
80			23	89-2			スギ	72				
81	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	-	山林	0.2393	-	-				
82	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	-	山林	0.0228	-	-				
83	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	山林	0.1262	ヒノキ	65				
84			23	137-2			ヒノキ	61				
85	秩父市吉田阿熊	765-2	23	-	畑	0.0866	-	-				
86	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	畑	0.0231	スギ	61				
87	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	山林	0.3583	スギ	62				
88			23	140-2			その他広	83				
89			23	140-3			ヒノキ	52				
90			23	140-4			ヒノキ	65				
91	秩父市吉田阿熊	770-2	23	-	山林	0.0991	-	-				
92	秩父市吉田阿熊	832	23	-	畑	0.1256	-	-				
93	秩父市吉田阿熊	833	23	-	山林	0.0171	-	-				
94	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	畑	0.1038	ヒノキ	51				
95			23	152-1			スギ	38				
96			23	152-2			スギ	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
97	秩父市吉田阿熊	752-1	23	153	山林	1.1559	スギ	65	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4.留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3.伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2.木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3.伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4.留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3.伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
98			23	154			その他広	70				
99			23	155			スギ	84				
100	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	山林	0.2158	スギ	38				
101			23	152-2			スギ	61				
102			23	153			スギ	65				
103			23	154			その他広	70				
104			23	155			スギ	84				
105	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	山林	0.0264	ヒノキ	52				
106	秩父市吉田阿熊	816-2	23	-	畑	0.0386	-	-				
107	秩父市吉田阿熊	816-3	23	-	畑	0.0026	-	-				
108	秩父市吉田阿熊	817	23	-	畑	0.1676	-	-				
109	秩父市吉田阿熊	821	23	25	山林	0.0208	ヒノキ	52				
110	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	山林	0.004	-	-				
111	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	山林	0.2417	すぎ	54				
112	秩父市吉田阿熊	599	23	188	畑	0.0885	ヒノキ	36				
113	秩父市吉田阿熊	599	23	189	畑	0.0885	ヒノキ	37				
114	秩父市吉田阿熊	730-2	23	157	畑	0.2409	スギ	63				
115			23	158-1			スギ	61				
116			23	158-2			ヒノキ	61				
117	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-1	山林	0.2099	スギ	61				
118			23	143-2			その他広	62				
119	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-1	山林	0.1593	スギ	61				
120			23	143-2			その他広	62				
121	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	山林	0.0915	スギ	61				
122	秩父市吉田阿熊	588-2	23	-	山林	0.0244	-	-				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
123	秩父市吉田阿熊	589	23	5	山林	0.0396	その他広	64	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
124	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	山林	0.0102	その他広	61				
125	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	山林	0.0049	その他広	61				
126	秩父市吉田阿熊	618	23	-	山林	0.0029	-	-				
127	秩父市吉田阿熊	619	23	-	墓地	0.0009	-	-				
128	秩父市吉田阿熊	620	23	-	山林	0.0033	-	-				
129	秩父市吉田阿熊	621	23	-	山林	0.0009	-	-				
130	秩父市吉田阿熊	624	23	-	畑	0.0340	-	-				
131	秩父市吉田阿熊	761	23	148	山林	0.1256	スギ	68				
132	秩父市吉田阿熊	774	23	147	山林	0.1001	スギ	68				
133	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	畑	0.0991	スギ	63				
134	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	山林	0.1752	スギ	63				
135	秩父市吉田阿熊	834	23	38	山林	0.0310	アカマツ	61				
136	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	畑	0.0697	その他広	70				
137	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	山林	0.0061	-	-				
138	秩父市吉田阿熊	763	23	-	山林	0.0763	-	-				
139	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	山林	0.1920	ヒノキ	56				
140			23	142-2			スギ	65				
141	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	山林	0.0046	ヒノキ	56				
142			23	142-2			スギ	65				
143	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	山林	0.0621	スギ	80				
144	秩父市吉田阿熊	824	23	-	山林	0.1190	-	-				
145	秩父市吉田阿熊	825	23	-	畑	0.0152	-	-				
146	秩父市吉田阿熊	941	23	-	畑	0.0426	-	-				
147	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	山林	0.1041	その他広	74				
148	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	畑	0.0042	その他広	74				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
149	秩父市吉田阿熊	944	23	54	山林	0.0545	ヒノキ	70	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
150	秩父市吉田阿熊	945	23	53	山林	0.0280	ヒノキ	70				
151	秩父市吉田阿熊	606	23	-	畑	0.0095	-	-				
152	秩父市吉田阿熊	913	23	-	畑	0.2247	-	-				
153	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	畑	0.0241	その他広	74				
154	秩父市吉田阿熊	946-1	23	-	山林	0.0757	-	-				
155	秩父市吉田阿熊	733-2	23	-	山林	0.0092	-	-				
156	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	山林	0.2105	スギ	71				
157		745	23	167-2			スギ	52				
158	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	山林	0.1061	ヒノキ	65				
159			23	149			スギ	65				
160			23	150-1			その他広	71				
161	秩父市吉田阿熊	756-2	23	-	山林	0.0476	-	-				
162	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	山林	0.1071	スギ	51				
163			23	146-1			ヒノキ	51				
164	秩父市吉田阿熊	805-1	23	-	畑	0.0393	-	-				
165	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	畑	0.0297	-	-				
166	秩父市吉田阿熊	710	23	-	山林	0.0102	-	-				
167	秩父市吉田阿熊	712	23	-	山林	0.0171	-	-				
168	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	山林	0.0935	スギ	75				
169			23	164-2			ヒノキ	52				
170			23	164-3			スギ	75				
171	秩父市吉田阿熊	723	23	-	原野	0.0039	-	-				
172	秩父市吉田阿熊	735	23	-	山林	0.0466	-	-				
173	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	山林	0.0664	ヒノキ	47				
174	秩父市吉田阿熊	739	23	-	原野	0.0013	-	-				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
175	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	山林	0.1514	スギ	61	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
176	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	山林	0.0079	スギ	61				
177	秩父市吉田阿熊	798	23	185	山林	0.1669	ヒノキ	43				
178	秩父市吉田阿熊	750	23	172	山林	0.0578	スギ	63				
179	秩父市吉田阿熊	751	23	173	山林	0.0604	スギ	63				
180	秩父市吉田阿熊	753	23	151	山林	0.1117	スギ	63				
181	秩父市吉田阿熊	758	23	174	山林	0.2376	スギ	57				
182	秩父市吉田阿熊	759	23	175	山林	0.0099	スギ	57				
183	秩父市吉田阿熊	784	23	-	山林	0.0228	-	-				
184	秩父市吉田阿熊	780	23	178	山林	0.1371	スギ	67				
185	秩父市吉田阿熊	806	23	21	原野	0.0380	クヌギ	62				
186	秩父市吉田阿熊	807	23	-	原野	0.0221	-	-				
187	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2	原野	0.1590	ヒノキ	52				
188	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1	山林	0.0218	その他広	61				
189	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1	山林	0.1771	ヒノキ	37				
190			23	29-2			ヒノキ	36				
191			23	29-3			ヒノキ	35				
192	秩父市吉田阿熊	823	23	28	山林	0.0320	ヒノキ	40				
193	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30	原野	0.0935	クヌギ	68				
194	秩父市吉田阿熊	829	23	-	山林	0.0145	-	-				
195	秩父市吉田阿熊	1612	23	-	畑	0.0892	-	-				
196	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	山林	1.3318	スギ	61				
197			23	131-2			ヒノキ	71				
198			23	131-3			ヒノキ	61				
199			23	132			スギ	71				
200			23	131-1			スギ	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
201	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-2	山林	0.0234	ヒノキ	71	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
202			23	131-3			ヒノキ	61				
203			23	132			スギ	71				
204	秩父市吉田阿熊	720-1	23	-	畑	0.0634	-	-				
205	秩父市吉田阿熊	720-2	23	-	畑	0.0495	-	-				
206	秩父市吉田阿熊	1205	23	-	山林	0.0046	-	-				
207	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	山林	0.0308	スギ	48				
208			23	57-2			ヒノキ	48				
209	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	-	山林	0.1704	-	-				
210	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	山林	0.069	スギ	63				
211	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	畑	0.2301	スギ	45				
212	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	山林	0.2578	スギ	57				
213			23	73-2			スギ	64				
214			23	74-1			スギ	61				
215			23	74-2			スギ	64				
216			23	74-3			ヒノキ	61				
217	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	山林	0.0181	スギ	64				
218	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	山林	0.0482	スギ	68				
219	秩父市吉田阿熊	1584	23	-	畑	0.0433	-	-				
220	秩父市吉田阿熊	1585	23	-	原野	0.0304	-	-				
221	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	山林	0.0429	スギ	51				
222	秩父市吉田阿熊	1587	23	-	山林	0.0813	-	-				
223	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	山林	0.0446	ヒノキ	52				
224	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	山林	0.0442	スギ	63				
225	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	-	山林	0.2155	-	-				
226			23	101			スギ	63				



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
253			23	120			スギ	65	2026. 5. 1	2036. 3. 31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
254	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	山林	0.1778	ヒノキ	60				
255			23	84-2			スギ	64				
256	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	山林	0.1682	スギ	61				
257			23	95			スギ	61				
258	秩父市吉田阿熊	1603	23	-	山林	0.2102	-	-				
259	秩父市吉田阿熊	1606	23	-	山林	0.188	-	-				
260	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	山林	0.2476	スギ	68				
261	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	山林	0.3596	スギ	63				
262			23	97			スギ	63				
263			23	98			スギ	71				
264			23	99-1			スギ	63				
265			23	99-2			スギ	63				
266			23	99-3			スギ	33				
267	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	山林	0.0472	その他広	61				
268	秩父市吉田阿熊	649	23	14	畑	0.0185	スギ	75				
269	秩父市吉田阿熊	715	23	-	畑	0.0287	-	-				
270	秩父市吉田阿熊	716	23	-	畑	0.0244	-	-				
271	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	保安林	0.0138	その他広	70				
272			23	1-5	保安林		タケ	-				
273	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	保安林	0.2416	ヒノキ	52				
274	秩父市吉田阿熊	719	23	-	原野	0.0677	-	-				
275	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	山林	0.0528	クヌギ	70				
276			23	145-3			スギ	52				
277			23	145-4			その他広	70				
278	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	山林	0.1487	スギ	62				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
279	秩父市吉田阿熊	782-2	23	-	山林	0.1193	-	-	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
280	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	山林	0.1986	アカマツ	62				
281	秩父市吉田阿熊		23	40-2			アカマツ	62				
282	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	山林	0.0971	スギ	63				
283			秩父市吉田阿熊	23			115-2	スギ				
284	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	山林	0.033	スギ	64				
285	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	山林	0.0128	スギ	60				
286	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	山林	0.1292	その他広	88				
287			23	113-2			スギ	62				
288			23	113-3			スギ	60				
289			23	113-4			スギ	57				
290	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	山林	0.1295	-	-				
291	秩父市吉田阿熊	591-1	23	-	畑	0.0562	-	-				
292	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	山林	0.0234	スギ	54				
293			23	10-2			スギ	47				
294	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	畑	0.0024	ヒノキ	52				
295	秩父市吉田阿熊	610	23	-	畑	0.1077	-	-				
296	秩父市吉田阿熊	644	23	16	山林	0.0366	アカマツ	62				
297	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	山林	0.0925	クヌギ	66				
298	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	山林	0.1123	スギ	63				
299			23	158-1			スギ	61				
300			23	158-2			ヒノキ	61				
301	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	畑	0.0099	-	-				
302	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	原野	0.0089	-	-				
303	秩父市吉田阿熊	740	23	-	原野	0.0095	-	-				
304	秩父市吉田阿熊	796	23	183	山林	0.0314	スギ	58				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
305	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	山林	0.0985	クヌギ	45	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
306			ナラ	45								
307	秩父市吉田阿熊	594	23	9	山林	0.0932	タケ					
308	秩父市吉田阿熊	595	23	-	山林	0.0274	-	-				
309	秩父市吉田阿熊	600-2	23	-	畑	0.0208	-	-				
310	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	山林	0.0138	スギ	63				
311			23	158-1			スギ	61				
312			23	158-2			ヒノキ	61				
313	秩父市吉田阿熊	757	23	156-1	畑	0.1041	スギ	52				
314			23	156-2			スギ	57				
315			23	156-3			ヒノキ	58				
316	秩父市吉田阿熊	777	23	144	山林	0.228	その他広	71				
317	秩父市吉田阿熊	783	23	179	山林	0.0247	スギ	68				
318	秩父市吉田阿熊	789	23	-	畑	0.1332	-	-				
319	秩父市吉田阿熊	792	23	-	畑	0.1352	-	-				
320	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	山林	0.2046	スギ	55				
321			23	180-2			スギ	57				
322			23	180-3			スギ	58				
323			23	180-4			その他広	58				
324	秩父市吉田阿熊	820	23	27	山林	0.0218	ヒノキ	39				
325	秩父市吉田阿熊	822	23	26	山林	0.0228	ヒノキ	39				
326	秩父市吉田阿熊	840-1	23	-	山林	0.0644	-	-				
327	秩父市吉田阿熊	846	23	34	山林	0.0499	その他広	59				
328			23	34			アカマツ	59				
329	秩父市吉田阿熊	849	23	33	山林	0.0099	その他広	62				
330	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	山林	0.0495	その他広	62				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
331	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	山林	0.0571	その他広	76	2026.5.1	2036.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとする。 ○ 伐採等に要する経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項）
332			23	45-2			スギ	94				
333	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	山林	0.0099	その他広	76				
334			23	45-2			スギ	94				
335	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	山林	0.0168	その他広	62				
336	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	山林	0.0393	その他広	62				
337	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	山林	0.1712	その他広	65				
338			23	48-2			その他広	65				
339	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	山林	0.0132	-	-				
340	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	山林	0.0568	スギ	97				
341	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	山林	0.0793	ヒノキ	57				
342	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	山林	0.0565	ヒノキ	69				
343			23	121			スギ	66				
344	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	山林	0.0393	スギ	67				
345	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	山林	0.2532	スギ	61				
346	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	山林	0.1495	その他広	68				
347	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	-	畑	0.0360	-	-				
348	秩父市吉田阿熊	1184	23	-	畑	0.0297	-	-				
349	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	山林	0.0465	スギ	68				
350			23	65-2			ヒノキ	68				
351	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	畑	0.0132	スギ	68				
352			23	65-2			ヒノキ	68				
353	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	山林	0.2955	スギ	40				
354			23	67			ヒノキ	35				
355			23	68			スギ	63				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
1	秩父市吉田阿熊	724	23	161-1	山林	0.0026	スギ	79	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-1	
2	秩父市吉田阿熊	725	23	-	山林	0.1077	-	-				
3	秩父市吉田阿熊	726	23	162	山林	0.0284	スギ	73				
4			23	163	山林		スギ	73				
5	秩父市吉田阿熊	760	23	176-1	山林	0.0142	スギ	58				
6	秩父市吉田阿熊	781	23	177-1	山林	0.2076	スギ	65				
7			23	177-2	山林		スギ	51				
8			23	177-2	山林		ヒノキ	51				
9			23	177-3	山林		スギ	65				
10	秩父市吉田阿熊	786	23	-	山林	0.036	-	-				
11	秩父市吉田阿熊	787	23	-	山林	0.0849	-	-				
12	秩父市吉田阿熊	788	23	176-3	畑	0.1176	スギ	50				
13	秩父市吉田阿熊	800	23	22-2	畑	0.1186	スギ	50				
14	秩父市吉田阿熊	831	23	-	畑	0.1619	-	-				
15	秩父市吉田阿熊	847	23	-	畑	0.0538	-	-				
16	秩父市吉田阿熊	876	23	41	山林	0.0198	ヒノキ	42				
17			23	42			アカマツ	62				
18	秩父市吉田阿熊	602-1	23	51-3	保安林	0.032	その他広	67				
19	秩父市吉田阿熊	602-2	23	-	保安林	0.0047	-	-				
20	秩父市吉田阿熊	603-1	23	50	保安林	0.1506	スギ	80				
21			23	51-1			スギ	80				
22			23	51-2			その他広	67				
23	秩父市吉田阿熊	604-1	23	52-1	山林	0.0178	クヌギ	77				
24	秩父市吉田阿熊	605	23	-	山林	0.0039	-	-				
25	秩父市吉田阿熊	607	23	-	畑	0.077	-	-				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
26	秩父市吉田阿熊	608	23	-	畑	0.0634	-	-	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-2	
27	秩父市吉田阿熊	646-1	23	12-1	山林	0.0643	スギ	63				
28			23	12-2			クヌギ	56				
29	秩父市吉田阿熊	721	23	165	山林	0.0819	クヌギ	77				
30	秩父市吉田阿熊	734	23	-	山林	0.0039	-	-				
31	秩父市吉田阿熊	736	23	166-1	山林	0.0049	クヌギ	77				
32	秩父市吉田阿熊	737	23	-	山林	0.1107	-	-				
33	秩父市吉田阿熊	799	23	184	山林	0.0234	クヌギ	77				
34	秩父市吉田阿熊	795	23	182	山林	0.0198	その他広	72				
35	秩父市吉田阿熊	813	23	19-1	山林	0.1844	スギ	95				
36			23	19-2			その他広	78				
37	秩父市吉田阿熊	828	23	-	山林	0.037	-	-				
38	秩父市吉田阿熊	830	23	32	山林	0.0902	スギ	89				
39	秩父市吉田阿熊	838	23	-	畑	0.0456	-	-				
40	秩父市吉田阿熊	926	23	46	山林	0.0466	その他広	61				
41	秩父市吉田阿熊	1611	23	114	山林	0.1183	その他広	88				
42	秩父市吉田阿熊	1667-1	23	117-2	山林	0.0889	ヒノキ	48				
43			23	108-1			スギ	96				
44			23	108-2			スギ	47				
45	秩父市吉田阿熊	1667-2	23	108-1	畑	0.1861	スギ	96				
46			23	108-2			スギ	47				
47	秩父市吉田阿熊	1668-1	23	117-1	山林	0.0578	スギ	104				
48	秩父市吉田阿熊	1668-2	23	-	山林	0.0502	-	-				
49	秩父市吉田阿熊	1674	23	112	山林	0.0509	その他広	85				
50	秩父市吉田阿熊	1675-3	23	113-5	山林	0.1332	その他広	88				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
51	秩父市吉田阿熊	727	23	-	山林	0.0565	-	-	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-4	
52	秩父市吉田阿熊	728	23	-	山林	0.2247	-	-				
53	秩父市吉田阿熊	845	23	44	山林	0.1699	その他広	79				
54	秩父市吉田阿熊	729-1	23	-	保安林	0.4876	-	-				
55	秩父市吉田阿熊	729-2	23	-	山林	0.0836	-	-				
56	秩父市吉田阿熊	729-3	23	-	山林	0.1004	-	-				
57	秩父市吉田阿熊	647-1	23	-	畑	0.0112	-	-			R7下吉田23 林班-5	
58	秩父市吉田阿熊	755-1	23	133	山林	0.2327	スギ	64				
59			23	133	山林		ヒノキ	64				
60	秩父市吉田阿熊	755-2	23	133	山林	0.4571	スギ	64			R7下吉田23 林班-6	
61			23	133	山林		ヒノキ	64				
62	秩父市吉田阿熊	651-1	23	-	畑	0.0143	-	-				
63	秩父市吉田阿熊	762	23	135-1	山林	0.1785	スギ	74				
64			23	135-2			スギ	60				
65	秩父市吉田阿熊	764	23	136	山林	0.3725	ヒノキ	90				
66	秩父市吉田阿熊	766	23	139-1	山林	0.0505	スギ	57				
67	秩父市吉田阿熊	767	23	139-2	山林	0.0677	スギ	57				
68	秩父市吉田阿熊	769	23	138	山林	0.1586	スギ	56				
69	秩父市吉田阿熊	771-1	23	141-1	山林	0.1966	スギ	61				
70			23	141-2			スギ	56				
71	秩父市吉田阿熊	771-2	23	-	山林	0.0085	-	-				
72	秩父市吉田阿熊	776	23	146-2	山林	0.0238	ヒノキ	52				
73	秩父市吉田阿熊	826	23	-	畑	0.1114	-	-				
74	秩父市吉田阿熊	797	23	-	山林	0.0277	-	-			R7下吉田23 林班-7	
75			23	88-1			スギ	56				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称			
76	秩父市吉田阿熊	1659-1	23	88-2	山林	0.1576	スギ	64	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-7			
77			23	88-3			その他広	77						
78			23	88-4			スギ	62						
79			23	89-1			ヒノキ	52						
80			23	89-2			スギ	72						
81	秩父市吉田阿熊	1659-2	23	-	山林	0.2393	-	-						
82	秩父市吉田阿熊	1659-3	23	-	山林	0.0228	-	-						
83	秩父市吉田阿熊	765-1	23	137-1	山林	0.1262	ヒノキ	65						
84			23	137-2			ヒノキ	61						
85	秩父市吉田阿熊	765-2	23	-	畑	0.0866	-	-						
86	秩父市吉田阿熊	768	23	140-5	畑	0.0231	スギ	61						
87	秩父市吉田阿熊	770-1	23	140-1	山林	0.3583	スギ	62						
88			23	140-2			その他広	83						
89			23	140-3			ヒノキ	52						
90			23	140-4			ヒノキ	65						
91	秩父市吉田阿熊	770-2	23	-	山林	0.0991	-	-						
92	秩父市吉田阿熊	832	23	-	畑	0.1256	-	-						
93	秩父市吉田阿熊	833	23	-	山林	0.0171	-	-						
94	秩父市吉田阿熊	835	23	31-2	畑	0.1038	ヒノキ	51						
95	秩父市吉田阿熊	752-1	23	152-1	山林	1.1559	スギ	38						
96			23	152-2			スギ	61						
97			23	153			スギ	65						
98			23	154			その他広	70						
99			23	155			スギ	84						
100	秩父市吉田阿熊	752-2	23	152-1	山林	0.2158	スギ	38						
101			23	152-2			スギ	61						
102			23	153			スギ	65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
103			23	154			その他広	70	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23林班-9	
104			23	155			スギ	84				
105	秩父市吉田阿熊	816-1	23	24	山林	0.0264	ヒノキ	52				
106	秩父市吉田阿熊	816-2	23	-	畑	0.0386	-	-				
107	秩父市吉田阿熊	816-3	23	-	畑	0.0026	-	-				
108	秩父市吉田阿熊	817	23	-	畑	0.1676	-	-				
109	秩父市吉田阿熊	821	23	25	山林	0.0208	ヒノキ	52				
110	秩父市吉田阿熊	885-1	23	-	山林	0.004	-	-				
111	秩父市吉田阿熊	590-1	23	6-1	山林	0.2417	すぎ	54				R7下吉田23林班-10
112	秩父市吉田阿熊	599	23	188	畑	0.0885	ヒノキ	36				R7下吉田23林班-11
113	秩父市吉田阿熊	599	23	189	畑	0.0885	ヒノキ	37				
114			23	157			スギ	63				
115	秩父市吉田阿熊	730-2	23	158-1	畑	0.2409	スギ	61				
116			23	158-2			ヒノキ	61				
117			23	143-1			スギ	61				
118	秩父市吉田阿熊	773-1	23	143-2	山林	0.2099	その他広	62				
119			23	143-1			スギ	61				
120	秩父市吉田阿熊	773-2	23	143-2	山林	0.1593	その他広	62				
121	秩父市吉田阿熊	588-1	23	6-2	山林	0.0915	スギ	61			R7下吉田23林班-12	
122	秩父市吉田阿熊	588-2	23	-	山林	0.0244	-	-				
123	秩父市吉田阿熊	589	23	5	山林	0.0396	その他広	64				
124	秩父市吉田阿熊	617-1	23	11	山林	0.0102	その他広	61				
125	秩父市吉田阿熊	617-2	23	11	山林	0.0049	その他広	61				
126	秩父市吉田阿熊	618	23	-	山林	0.0029	-	-				
127	秩父市吉田阿熊	619	23	-	墓地	0.0009	-	-				
128	秩父市吉田阿熊	620	23	-	山林	0.0033	-	-				
129	秩父市吉田阿熊	621	23	-	山林	0.0009	-	-				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
130	秩父市吉田阿熊	624	23	-	畑	0.0340	-	-	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-12	
131	秩父市吉田阿熊	761	23	148	山林	0.1256	スギ	68				
132	秩父市吉田阿熊	774	23	147	山林	0.1001	スギ	68				
133	秩父市吉田阿熊	779-1	23	150-2	畑	0.0991	スギ	63				
134	秩父市吉田阿熊	779-2	23	150-2	山林	0.1752	スギ	63				
135	秩父市吉田阿熊	834	23	38	山林	0.0310	アカマツ	61				
136	秩父市吉田阿熊	937	23	48-3	畑	0.0697	その他広	70				
137	秩父市吉田阿熊	938-2	23	-	山林	0.0061	-	-				
138	秩父市吉田阿熊	763	23	-	山林	0.0763	-	-				
139	秩父市吉田阿熊	772-1	23	142-1	山林	0.1920	ヒノキ	56				
140			23	142-2			スギ	65				
141	秩父市吉田阿熊	772-2	23	142-1	山林	0.0046	ヒノキ	56				
142			23	142-2			スギ	65				
143	秩父市吉田阿熊	1653	23	82-1	山林	0.0621	スギ	80				
144	秩父市吉田阿熊	824	23	-	山林	0.1190	-	-				
145	秩父市吉田阿熊	825	23	-	畑	0.0152	-	-				
146	秩父市吉田阿熊	941	23	-	畑	0.0426	-	-				
147	秩父市吉田阿熊	942-1	23	49	山林	0.1041	その他広	74				
148	秩父市吉田阿熊	942-3	23	49	畑	0.0042	その他広	74				
149	秩父市吉田阿熊	944	23	54	山林	0.0545	ヒノキ	70				
150	秩父市吉田阿熊	945	23	53	山林	0.0280	ヒノキ	70				
151	秩父市吉田阿熊	606	23	-	畑	0.0095	-	-				
152	秩父市吉田阿熊	913	23	-	畑	0.2247	-	-				
153	秩父市吉田阿熊	942-2	23	49	畑	0.0241	その他広	74				
154	秩父市吉田阿熊	946-1	23	-	山林	0.0757	-	-				
155	秩父市吉田阿熊	733-2	23	-	山林	0.0092	-	-				
156	秩父市吉田阿熊	745	23	167-1	山林	0.2105	スギ	71				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称		
157		745	23	167-2			スギ	52	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>	R7下吉田23 林班-17			
158	秩父市吉田阿熊	756-1	23	149	山林	0.1061	ヒノキ	65					
159			23	149			スギ	65					
160			23	150-1			その他広	71					
161	秩父市吉田阿熊	756-2	23	-	山林	0.0476	-	-				R7下吉田23 林班-18	
162	秩父市吉田阿熊	775	23	146-1	山林	0.1071	スギ	51					
163			23	146-1		0.1071	ヒノキ	51					
164	秩父市吉田阿熊	805-1	23	-	畑	0.0393	-	-					
165	秩父市吉田阿熊	805-2	23	-	畑	0.0297	-	-					
166	秩父市吉田阿熊	710	23	-	山林	0.0102	-	-					
167	秩父市吉田阿熊	712	23	-	山林	0.0171	-	-					
168	秩父市吉田阿熊	722	23	164-1	山林	0.0935	スギ	75					
169			23	164-2			ヒノキ	52					
170			23	164-3			スギ	75					
171	秩父市吉田阿熊	723	23	-	原野	0.0039	-	-					
172	秩父市吉田阿熊	735	23	-	山林	0.0466	-	-					
173	秩父市吉田阿熊	738	23	166-2	山林	0.0664	ヒノキ	47					
174	秩父市吉田阿熊	739	23	-	原野	0.0013	-	-					
175	秩父市吉田阿熊	794-1	23	181	山林	0.1514	スギ	61					
176	秩父市吉田阿熊	794-2	23	181	山林	0.0079	スギ	61					
177	秩父市吉田阿熊	798	23	185	山林	0.1669	ヒノキ	43					
178	秩父市吉田阿熊	750	23	172	山林	0.0578	スギ	63					
179	秩父市吉田阿熊	751	23	173	山林	0.0604	スギ	63					
180	秩父市吉田阿熊	753	23	151	山林	0.1117	スギ	63					
181	秩父市吉田阿熊	758	23	174	山林	0.2376	スギ	57					
182	秩父市吉田阿熊	759	23	175	山林	0.0099	スギ	57					
183	秩父市吉田阿熊	784	23	-	山林	0.0228	-	-					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
184	秩父市吉田阿熊	780	23	178	山林	0.1371	スギ	67	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-18	
185	秩父市吉田阿熊	806	23	21	原野	0.0380	クヌギ	62				
186	秩父市吉田阿熊	807	23	-	原野	0.0221	-	-				
187	秩父市吉田阿熊	814	23	23-2	原野	0.1590	ヒノキ	52				
188	秩父市吉田阿熊	815	23	23-1	山林	0.0218	その他広	61				
189	秩父市吉田阿熊	819	23	29-1	山林	0.1771	ヒノキ	37				
190			23	29-2			ヒノキ	36				
191			23	29-3			ヒノキ	35				
192	秩父市吉田阿熊	823	23	28	山林	0.0320	ヒノキ	40				
193	秩父市吉田阿熊	827-1	23	30	原野	0.0935	クヌギ	68				
194	秩父市吉田阿熊	829	23	-	山林	0.0145	-	-				
195	秩父市吉田阿熊	1612	23	-	畑	0.0892	-	-				R7下吉田23林班-19
196	秩父市吉田阿熊	754-1	23	131-1	山林	1.3318	スギ	61				
197			23	131-2			ヒノキ	71				
198			23	131-3			ヒノキ	61				
199			23	132			スギ	71				
200	秩父市吉田阿熊	754-2	23	131-1	山林	0.0234	スギ	61				
201			23	131-2			ヒノキ	71				
202			23	131-3			ヒノキ	61				
203			23	132			スギ	71				
204	秩父市吉田阿熊	720-1	23	-	畑	0.0634	-	-		R7下吉田23 林班-21		
205	秩父市吉田阿熊	720-2	23	-	畑	0.0495	-	-				
206	秩父市吉田阿熊	1205	23	-	山林	0.0046	-	-				
207	秩父市吉田阿熊	1206-1	23	57-2	山林	0.0308	スギ	48				
208			23	57-2			ヒノキ	48				
209	秩父市吉田阿熊	1207-1	23	-	山林	0.1704	-	-				
210	秩父市吉田阿熊	1513-1	23	63	山林	0.069	スギ	63				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称		
211	秩父市吉田阿熊	1567-1	23	74-4	畑	0.2301	スギ	45	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-22		
212	秩父市吉田阿熊	1648	23	73-1	山林	0.2578	スギ	57					
213			23	73-2			スギ	64					
214			23	74-1			スギ	61					
215			23	74-2			スギ	64					
216				23			74-3						ヒノキ
217	秩父市吉田阿熊	1649	23	75	山林	0.0181	スギ	64					
218	秩父市吉田阿熊	1652	23	81	山林	0.0482	スギ	68					
219	秩父市吉田阿熊	1584	23	-	畑	0.0433	-	-					
220	秩父市吉田阿熊	1585	23	-	原野	0.0304	-	-					
221	秩父市吉田阿熊	1586	23	82-2	山林	0.0429	スギ	51					
222	秩父市吉田阿熊	1587	23	-	山林	0.0813	-	-					
223	秩父市吉田阿熊	1590-1	23	83	山林	0.0446	ヒノキ	52					
224	秩父市吉田阿熊	1604	23	103	山林	0.0442	スギ	63					
225	秩父市吉田阿熊	1622-2	23	-	山林	0.2155	-	-					
226	秩父市吉田阿熊	1664-2	23	101	山林	0.2975	スギ	63					
227			23	102-1			スギ	67					
228			23	102-2			スギ	67					
229	秩父市吉田阿熊	1617	23	126-2	山林	0.1573	その他広	64					
230			23	126-3			スギ	62					
231	秩父市吉田阿熊	1618	23	-	山林	0.0598	-	-					
232	秩父市吉田阿熊	1619	23	-	山林	0.0089	-	-					
233	秩父市吉田阿熊	1680	23	127	山林	0.0919	ヒノキ	64					
234	秩父市吉田阿熊	1651	23	-	山林	0.0433	-	-					
235	秩父市吉田阿熊	1597	23	85	山林	0.0548	スギ	84					
236	秩父市吉田阿熊	1599	23	-	畑	0.0687	-	-					
237	秩父市吉田阿熊	1600	23	90-2	山林	0.1001	スギ	45					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
238	秩父市吉田阿熊	1601	23	-	山林	0.1533	-	-	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-24	
239	秩父市吉田阿熊	1657	23	86	山林	0.2671	ヒノキ	104				
240	秩父市吉田阿熊		23	86			スギ	104				
241	秩父市吉田阿熊		23	87-1			その他広	77				
242	秩父市吉田阿熊		23	87-2			スギ	62				
243	秩父市吉田阿熊		23	87-3			スギ	57				
244	秩父市吉田阿熊		1658	23			-	山林				0.3547
245	秩父市吉田阿熊	1660	23	90-1	山林	0.1209	スギ	104				
246	秩父市吉田阿熊		23	91			スギ	62				
247	秩父市吉田阿熊	1661-1	23	92	山林	0.1649	スギ	71				
248	秩父市吉田阿熊		23	93-1			スギ	61				
249	秩父市吉田阿熊		23	93-2			スギ	112				
250	秩父市吉田阿熊	1592	23	-	山林	0.0099	-	-				
251	秩父市吉田阿熊	1622-1	23	-	山林	0.1266	-	-				
252	秩父市吉田阿熊	1670	23	119	山林	0.1289	スギ	65				
253			23	120			スギ	65				
254	秩父市吉田阿熊	1656	23	84-1	山林	0.1778	ヒノキ	60				
255			23	84-2			スギ	64				
256	秩父市吉田阿熊	1602	23	94	山林	0.1682	スギ	61				
257			23	95			スギ	61				
258	秩父市吉田阿熊	1603	23	-	山林	0.2102	-	-				
259	秩父市吉田阿熊	1606	23	-	山林	0.188	-	-				
260	秩父市吉田阿熊	1662	23	118	山林	0.2476	スギ	68				
261	秩父市吉田阿熊	1663	23	96	山林	0.3596	スギ	63				
262			23	97			スギ	63				
263			23	98			スギ	71				
264			23	99-1			スギ	63				
												R7下吉田23 林班-25
												R7下吉田23 林班-26

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称				
265			23	99-2			スギ	63	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>			R7下吉田23 林班-26			
266			23	99-3			スギ	33							
267	秩父市吉田阿熊	648-1	23	13	山林	0.0472	その他広	61						R7下吉田23 林班-27	
268	秩父市吉田阿熊	649	23	14	畑	0.0185	スギ	75							
269	秩父市吉田阿熊	715	23	-	畑	0.0287	-	-							
270	秩父市吉田阿熊	716	23	-	畑	0.0244	-	-							
271	秩父市吉田阿熊	717-2	23	1-4	保安林	0.0138	その他広	70							
272			23	1-5	保安林		タケ	-							
273	秩父市吉田阿熊	718	23	1-3	保安林	0.2416	ヒノキ	52							
274	秩父市吉田阿熊	719	23	-	原野	0.0677	-	-							
275	秩父市吉田阿熊	778	23	145-1	山林	0.0528	クヌギ	70							
276			23	145-3			スギ	52							
277			23	145-4			その他広	70							
278	秩父市吉田阿熊	782-1	23	145-2	山林	0.1487	スギ	62							
279	秩父市吉田阿熊	782-2	23	-	山林	0.1193	-	-							
280	秩父市吉田阿熊	877-1	23	40-1	山林	0.1986	アカマツ	62							
281			23	40-2			アカマツ	62							
282	秩父市吉田阿熊	1610	23	115-1	山林	0.0971	スギ	63							
283			23	115-2			スギ	62							
284	秩父市吉田阿熊	1671	23	122	山林	0.033	スギ	64							
285	秩父市吉田阿熊	1673	23	111	山林	0.0128	スギ	60							
286	秩父市吉田阿熊	1675-1	23	113-1	山林	0.1292	その他広	88							
287			23	113-2			スギ	62							
288			23	113-3			スギ	60							
289			23	113-4			スギ	57							
290	秩父市吉田阿熊	1675-2	23	-	山林	0.1295	-	-							
291	秩父市吉田阿熊	591-1	23	-	畑	0.0562	-	-					R7下吉田23林班-29		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
292	秩父市吉田阿熊	598	23	10-1	山林	0.0234	スギ	54				R7下吉田23 林班-29
293			23	10-2			スギ	47				
294	秩父市吉田阿熊	601-1	23	52-2	畑	0.0024	ヒノキ	52				
295	秩父市吉田阿熊	610	23	-	畑	0.1077	-	-				
296	秩父市吉田阿熊	644	23	16	山林	0.0366	アカマツ	62				
297	秩父市吉田阿熊	650-1	23	17	山林	0.0925	クヌギ	66				
298	秩父市吉田阿熊	730-3	23	157	山林	0.1123	スギ	63				
299			23	158-1			スギ	61				
300			23	158-2			ヒノキ	61				
301	秩父市吉田阿熊	731-2	23	-	畑	0.0099	-	-				
302	秩父市吉田阿熊	733-1	23	-	原野	0.0089	-	-				
303	秩父市吉田阿熊	740	23	-	原野	0.0095	-	-				
304	秩父市吉田阿熊	796	23	183	山林	0.0314	スギ	58				
305	秩父市吉田阿熊	593-1	23	8	山林	0.0985	クヌギ	45				
306			23	8			ナラ	45				
307	秩父市吉田阿熊	594	23	9	山林	0.0932	タケ					
308	秩父市吉田阿熊	595	23	-	山林	0.0274	-	-				
309	秩父市吉田阿熊	600-2	23	-	畑	0.0208	-	-				
310	秩父市吉田阿熊	730-1	23	157	山林	0.0138	スギ	63				
311			23	158-1			スギ	61				
312			23	158-2			ヒノキ	61				
313	秩父市吉田阿熊	757	23	156-1	畑	0.1041	スギ	52				
314			23	156-2			スギ	57				
315			23	156-3			ヒノキ	58				
316	秩父市吉田阿熊	777	23	144	山林	0.228	その他広	71				
317	秩父市吉田阿熊	783	23	179	山林	0.0247	スギ	68				
318	秩父市吉田阿熊	789	23	-	畑	0.1332	-	-				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
319	秩父市吉田阿熊	792	23	-	畑	0.1352	-	-	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 &lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>		R7下吉田23 林班-30	
320	秩父市吉田阿熊	793	23	180-1	山林	0.2046	スギ	55				
321			23	180-2			スギ	57				
322			23	180-3			スギ	58				
323			23	180-4			その他広	58				
324	秩父市吉田阿熊	820	23	27	山林	0.0218	ヒノキ	39				
325	秩父市吉田阿熊	822	23	26	山林	0.0228	ヒノキ	39				
326	秩父市吉田阿熊	840-1	23	-	山林	0.0644	-	-				
327	秩父市吉田阿熊	846	23	34	山林	0.0499	その他広	59				
328			23	34			アカマツ	59				
329	秩父市吉田阿熊	849	23	33	山林	0.0099	その他広	62				
330	秩父市吉田阿熊	877-2	23	39	山林	0.0495	その他広	62				
331	秩父市吉田阿熊	925-1	23	45-1	山林	0.0571	その他広	76				
332			23	45-2			スギ	94				
333	秩父市吉田阿熊	925-2	23	45-1	山林	0.0099	その他広	76				
334			23	45-2			スギ	94				
335	秩父市吉田阿熊	927-1	23	47	山林	0.0168	その他広	62				
336	秩父市吉田阿熊	927-2	23	47	山林	0.0393	その他広	62				
337	秩父市吉田阿熊	940-1	23	48-1	山林	0.1712	その他広	65				
338			23	48-2			その他広	65				
339	秩父市吉田阿熊	1608	23	-	山林	0.0132	-	-				
340	秩父市吉田阿熊	1609	23	109	山林	0.0568	スギ	97				
341	秩父市吉田阿熊	1666	23	107	山林	0.0793	ヒノキ	57				
342	秩父市吉田阿熊	1669	23	116	山林	0.0565	ヒノキ	69				
343			23	121			スギ	66				
344	秩父市吉田阿熊	1672	23	110	山林	0.0393	スギ	67				
345	秩父市吉田阿熊	1650	23	76	山林	0.2532	スギ	61				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考 (集積計画番号)
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
346	秩父市吉田阿熊	1183-1	23	57-1	山林	0.1495	その他広	68	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座		R7下吉田23 林班-31	
347	秩父市吉田阿熊	1183-2	23	-	畑	0.0360	-	-				
348	秩父市吉田阿熊	1184	23	-	畑	0.0297	-	-				
349	秩父市吉田阿熊	1515-1	23	65-1	山林	0.0465	スギ	68				
350			23	65-2			ヒノキ	68				
351	秩父市吉田阿熊	1515-3	23	65-1	畑	0.0132	スギ	68				
352			23	65-2			ヒノキ	68				
353	秩父市吉田阿熊	1517	23	67	山林	0.2955	スギ	40				
354			23	67			ヒノキ	35				
355			23	68			スギ	63				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙）									住所（同上）	秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文	印	
権利の設定を受する市町村（乙）									住所（同上）	秩父市長 清野 和彦	印	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、(11)に掲げる事項による場合を除き、経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。